

京都市歴史的風致維持向上計画（素案）に対する

意見の概要と京都市の考え方

1 市民意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成21年7月17日（金）から7月31日（金）まで
- (2) 周知方法 ホームページ掲載，リーフレット配布（市役所案内所，各区役所・支所，
景観政策課窓口，京都市・景観まちづくりセンター）
- (3) 募集方法 郵送，FAX及び電子メール，持参
- (4) 意見書数 27通
- (5) 意見数 延べ84件（1通の意見書の中に複数の意見がある場合を含む。）
- (6) その他 建築関連団体への周知

2 御意見の要旨とこれに対する京都市の考え方

(1)「京都市歴史的風致維持向上計画」全般(25件)

御意見の要旨	件数	御意見に対する考え方
計画の推進を期待する。	8	<p>本計画に基づく歴史まちづくりの取組を着実に進め、町並み景観の保全・再生や地域における固有の歴史、伝統を反映した活動の活性化など、京都らしい歴史的風致のさらなる維持向上を図ってまいります。</p> <p>※ 「歴史的風致」とは、「各地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と歴史まちづくり法に定義されています。</p>
規制だけでなく、積極的に支援制度の活用を推進してほしい。	1	
健全な都市形成のために強い施策が必要	1	
行政は、手本となる事業を積極的に進めるべきだ。	1	
歴史的、文化的な財産を保全するなかで、地域全体が豊かになってほしいと願う。	1	
形だけの保存は問題である。見た目だけでなく、京都の暮らしと生活からでる、風情を残すようにしてほしい。	2	
都心部に緑の広場が必要。歴史まちづくりには、緑のことがあまり触れられていないが、まちなかの緑も大事だ。	1	<p>御指摘のように自然・歴史的な風土と調和したまちを保全・再生するためには、都市の緑化は重要な要素であると考えております。</p> <p>「京都市緑の基本計画」において、「緑化重点地区」を定め、民有地緑化に対する助成のほか、街路樹や公園・緑地の整備等を集中的に行っておりますが、上京区、中京区、下京区等の市街地中心部については特に緑の絶対量が不足しており、緑化余地も少ないのが現状です。今後も、緑化助成の一層の充実はもちろんのこと、各種法令に基づく税制面での優遇制度の活用や緑化の義務化を求めることにより、民有地の緑化を推進していきます。</p>
建築物の高さ規制の強化、大型看板を禁止すべきだ。	1	<p>本市では、50年後、100年後の京都の将来を見据え、これまでの景観政策を抜本的に見直し、①建物の高さ規制の強化②建物等のデザイン基準や規制区域の見直し③眺望景観や借景の保全の取組④屋外広告物対策の強化⑤京町家などの歴史的建造物の保全・再生の5つの柱と支援制度により構成した新景観政策を平成19年9月から実施しています。</p> <p>一方、今回の取組は、国の支援制度を活用し、京都らしい町並みの整備や道路の無電柱化など、京都の歴史まちづくりの事業を推進しようとする</p>
建物の高さやデザインは、京都の町並みを損なわないよう、規制を強化してほしい。	2	
大規模建築物に一定の制限をかけてほしい。	1	

		<p>ものです。</p> <p>新景観政策による様々な規制と歴史まちづくり法による事業とを車の両輪として、歴史都市・京都にふさわしいまちづくりに取り組んでまいります。</p>
外観への色彩を規制し、かつての美しい街並みを戻すように政策を進めてもらいたい。	1	
地域からの意見を反映させる提案制度を盛り込んでほしい。	1	<p>歴史まちづくりを推進するためには、歴史や文化の大切さを十分にご理解いただいた上で、地域の住民の方々の主体的、積極的な取組が何よりも重要だと考えています。</p> <p>今後とも、様々な機会を通じて情報発信や対話を行いながら、市民の皆様と共に歴史まちづくりを推進してまいります。</p>
市民の町並みを保存するという意識の向上を併せて進めてほしい。	1	
今後、重点区域を拡大していくためにも、計画のより一層の周知をお願いします。	1	
地域の声を十分反映させた計画となることを期待している。	1	
10年計画であるが、もっと先を見据えたことについても書くべきではないか。	1	<p>平成19年9月から実施している新景観政策は、50年後、100年後の京都の将来を見据えて策定しました。歴史まちづくりも5年や10年で終わるものではなく、今回の計画づくりにおいても長期的な視点を踏まえて作成していますが、具体の事業計画も含むため、当初の計画期間は、10年間に設定しております。今後、重点区域の拡大や事業の追加など計画の変更により、計画期間の延長を行っていきたくと考えています。</p>

(2)「京都市歴史的風致維持向上計画」における重点区域の設定(5件)

<p>今後、新たに重点区域を拡大していくことを望む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的建造物群保存地区(嵯峨鳥居本) ・歴史遺産型美観地区(檜原) ・街道筋 ・その他、文化財等の歴史的建造物が集中している地域など 	4	<p>今回設定した第1次重点区域以外にも、世界遺産をはじめとする寺社が点在する三山の山ろく部周辺、旧街道筋の集落等、市内の各所に数多くの歴史的資源が点在し、その資源を抛り所に様々な活動が行われています。今後、それらの地域における歴史まちづくりの機運の高まりや地域からの提案、更には各種事業の熟度等を踏まえながら、順次、重点区域の拡大を図っていきます。</p>
歴史街道(旧街道筋)の家並をピックアップして保存継承を図りたい。	1	

(3)「京都市歴史的風致維持向上計画」の推進する施策・取組等(44件)

ア 歴史的建造物の保全について

京都しかない伝統的な建物である京町家を長く保全するようにしてほしい。	3	<p>歴史まちづくり法の支援制度を十分に活用し、京都の歴史まちづくりには欠かせない京町家のより一層の保全・再生に努めてまいります。</p>
------------------------------------	---	---

京町家は、文化財のようなハードルの高い仕組みにしないで、保全してほしい。	1	また、（財）京都市景観・まちづくりセンターとも連携し、賃貸借など民間市場の中で京町家を保全・活用する手法についても検討してまいります。
京町家等の木造建築物の防火について法律上の配慮が必要だ。	2	近年の建築基準法改正等により、準防火地域においても、伝統的な木造建築物の再生・新築は一定の範囲で可能となっています。今後も、歴史まちづくりにとって重要な要素である伝統的な木造建築物の再生・新築をより行いやすくなるよう、引き続き、更なる法改正を国に要望してまいります。
3～5軒連坦して残っている京町家の外観改修に、特別な助成金を拠出し、デザイン基準にのっとった改修を誘導すべき。	1	京都市では、これまでから歴史的景観保全修景地区や界わい景観整備地区を指定し、地区内にある京町家などの伝統的な建造物の修理修景に対する助成を行ってきました。今後とも、これらの助成の充実を図るとともに、これらの地区以外でも、外観の保存状態が良好な京町家などについては、歴史まちづくり法による新たな支援制度の活用を図り、風情ある町並みの保全・再生に努めてまいります。
様式美の大切さを重視する建築物のモデルを示してほしい。	1	<p>伝統的建造物群保存地区や歴史的景観保全修景地区では、各地区固有の伝統的な建築物の様式を定め、それに基づく町並みの保全・整備に努めています。</p> <p>今後も、歴史まちづくりを推進し、伝統的な様式美による風情ある町並みの保全・再生に努めてまいります。</p>

イ 歴史的風致形成建造物について

<p>建築物の持つ建築文化を形成するような内装・建具等の修理について支援の対象とすべき。</p>	1	<p>本市では、これまで伝統的な建造物の外観の修理・修景などに対する助成を行い、歴史的町並みの保全・再生を図ってきました。</p> <p>また、耐震化につきましては、景観の保全・再生が求められる地域である景観地区内の住宅の用途に供する京町家等や景観重要建造物の指定を受けた京町家等に対して、「京町家等耐震改修助成事業」により助成を行い、京都らしい伝統的な町並みを保全しながら地震に対する安全性の向上を図っています。</p> <p>今後も、国の支援策も活用しながら、支援の拡充を図ってまいります。</p>
<p>耐震・耐火等、長期的視点に基づく建築物の保全を目的とした改修について、支援の対象とすべき。</p>	1	<p>（この項目は上記の項目と重複する内容のため、本文には記載されません。）</p>

ウ 文化財の保存及び活用について

<p>国・公有財産や税金が投入されている団体の所有する建造物等について、第三者機関による調査を行い、文化財指定について、その登録を勧告するなどの措置を講じていく必要があるのではないか。</p>	1	<p>文化財の指定や登録は、歴史まちづくりの推進にとって重要なツールの一つです。</p> <p>国・地方公共団体が所有する歴史的建造物については、その価値に鑑みて、文化財への指定・登録や保存のお願いをするよう努めています。文化財への指定・登録には所有者の同意が前提であることから、今後も関係機関の協力を得られるよう積極的に働きかけてまいります。</p>
<p>収蔵・公開の対象を市有財産のみならず、公金が投入されている建造物等にも拡大することが必要ではないか。</p>	1	<p>修理に補助金を出している場合などは、積極的に公開するよう所有者には促しております。また、市内の文化財保存団体にも協力を得て、非公開寺院等の公開事業も毎年実施するよう努めております。</p>
<p>埋蔵文化財の調査に対して、調査費の公金負担も必要ではないか。</p>	1	<p>埋蔵文化財の発掘調査費については原因者負担が原則となっておりますが、個人住宅等小規模物件につきましては、文化庁の補助を得て市の公費負担により実施しております。</p>

エ 公共施設及び公共空間の整備について

<p>電線類を無くす工事は積極的に進めてほしい。</p>	7	<p>電線類地中化は、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上及び都市災害の防止の観点からその必要性や整備効果は大きいと考えています。</p> <p>一方、事業の推進には多額の費用を要することや地上機器設置の確保など多くの課題がありますが、本計画に基づく国からの支援も活用しながら、無電柱化事業を推進して参ります。</p>
<p>道路の凸凹を無くすようにしてほしい。</p>	1	<p>本市では、交通バリアフリー法に基づき、市内14の重点整備地区において道路のバリアフリー等の事業を進めていますが、重点整備地区以外の道路につきましても、新築・改築時には、「京都市バリアフリーの手引き」及び「人にやさしいまちづくり要綱」により、可能な限り凹凸・段差・</p>

		<p>勾配等の改善に取り組んでいます。</p> <p>今後も引き続き、誰もが安全・安心・快適に通行できるよう道路整備に努めて参ります。</p>
<p>道路面は、透水性の高いものにすべき。</p>	1	<p>「環境共生都市・京都」として都市環境を保全することは極めて重要な課題であり、環境への負荷を軽減し、水の循環を配慮した道路づくりを積極的に進めていく必要があります。</p> <p>そのため本市では、排水性・透水性舗装の手引きに基づき、歩道舗装の整備時には出来る限り透水性舗装の実施に努めて参りたいと考えております。</p>
<p>道路面は、景観上相応しくない着色コンクリートブロック等を使用してはならない。</p>	1	<p>歴史まちづくりにとって、歴史的な建造物とともに道路や河川などの公共空間も大変重要な要素です。</p> <p>そのため、道路空間のデザインが京都の景観を引き立てるコンセプトのもと、歩道等の舗装、防護柵など、京都らしい道路景観を整備していくため「京の道デザイン指針」の策定に取り組んでおります。</p> <p>今後、道路の再整備を行う場合は、この指針に基づき整備を推進して参ります。</p>
<p>高速道路は必要ない。</p>	1	<p>京都高速道路は、京阪神都市圏を結ぶ道路ネットワークを形成することはもとより、社会経済活動の活性化に資するものとして、国際文化観光都市・京都の更なる発展にとって必要不可欠な都市基盤施設です。</p> <p>更には、市内の慢性的な交通渋滞の緩和や定時走行の確保による交通の円滑化が図られるものであり、また、災害発生時などの緊急輸送道路としても機能する、市民生活を守るうえで真に必要な道路であると考えております。</p>
<p>ドイツの歩行者天国のような「歩いて楽しいまち」を推進し、まち全体の魅力を向上させてほしい。</p>	1	<p>例え歴史的な町並みが残っていても、歩いて楽しいまちでは、その魅力が半減します。</p> <p>京都市では、歩行者と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現に向け、歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区）の魅力を向上させるため、四条通の歩道を拡幅し、歩行空間の改善を図るとともに、トランジットモール化に向けた取組を行います。併せて、市内への自動車の流入抑制策の一環としたパークアンドライドなどの様々な施策を実施しています。</p>
<p>休日の旧市街地への自動車・観光バスの乗入を禁止すべきだ。</p>	1	<p>平成21年度に「『歩くまち・京都』総合交通戦略」（仮称）を策定する予定であり、これに基づき、「人が主役の魅力あるまちづくり」の実現に向け、更に施策を展開してまいります。</p>

<p>地区公園（児童公園）の植栽整備と地下の防災拠点利用を推進する</p>	<p>1</p>	<p>街区公園の植栽整備につきましては、京都市の都市緑化に関する技術をまとめた「京都市都市緑化マニュアル」を作成しており、これに基づき、新規の公園整備や既存公園の再整備を順次進めているところです。この整備に際しては、ワークショップを行い、地域の方のニーズに応じた植栽整備による緑化を進め、市民に愛される公園づくりを進めております。</p> <p>また、地区公園の防災拠点利用につきましては、耐震型防火水槽や防火井戸などの整備を進めております。</p>
---------------------------------------	----------	---

オ 支援策について

<p>伝統文化、産業に携わる方々への税金免除、及び育成する環境の整備が必要である。</p>	<p>1</p>	<p>京都の歴史的風致の維持向上を図るためには、伝統文化や伝統産業に携わる後継者の育成が不可欠です。そのため、伝統文化につきましては、「京都文化芸術都市創生計画」を平成18年度に策定し、伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策として、多くの人々が伝統文化を体験でき、伝統文化を継承している方々が活躍できる「京都創生座」などの事業を展開しています。また、伝統産業につきましては、伝統産業の活性化の推進を図るため平成18年度に「京都市伝統産業活性化推進計画」を策定し、「京都市伝統産業技術後継者育成事業」をはじめとした技術の継承や後継者の育成のための事業を展開しています。</p> <p>厳しい財政状況の中ではありますが、今後も効果的な支援策を検討していきたいと考えております。</p>
<p>暮らしとともにあるお祭りが存続していくため、建物の修繕だけでなく、お祭りに用いる楽器や衣装、装飾品等の修繕・購入費用等の支援も必要だと思う。</p>	<p>1</p>	<p>歴史的な建造物だけではなく、その地域の人々の活動も歴史的風致の重要な構成要素です。</p> <p>町並み景観だけでなく、地域におけるお祭りなど固有の歴史や伝統を反映した活動への支援も目指したいと考えております。</p>
<p>計画を実現するには、自治体のほかに、国の財政援助が必要。</p>	<p>2</p>	<p>京都市では、これまでから国の制度や京都市独自の制度を駆使して景観の保全・再生に努めてきましたが、厳しい財政状況の中では、限界があります。</p> <p>本計画を実現するため、国の支援を積極的に活用しながら、歴史まちづくりを進めていきます。</p>
<p>古い町並みに合わせるため、外観を町家様式とした建築物について、支援（助成金・税制優遇）を盛り込んでほしい。</p>	<p>1</p>	<p>京町家は、京都のまちの歴史・文化の象徴であり、京都の伝統的な都市住宅の建築様式を今日に伝え、京都の魅力的で個性的な町並み景観を形成する重要な要素です。本市では、この京町家を保全・再生するため、伝統的建造物群保存地区や歴史的景観保全修景地区等の面的な地区指定制度、景観重要建造物等の建築物単体の指定制度など、</p>

		<p>国や京都市独自の制度を駆使し、外観の修理・修景などに対する助成を行い、京町家の保全・再生を図ってきました。</p> <p>今後、歴史まちづくり法に基づく国の支援制度も活用しながら、より一層、支援の充実を図ってまいります。</p>
支援策を迅速に活用できるようにすべき。	1	<p>支援策を迅速に活用できるよう、スピード感を持って取り組んでまいります。</p>

カ 防災対策について

高瀬川の水を防災に利用するなど、防火用水の確保も重要だ。	1	<p>震災時の消防水利を計画的に確保するための「震災消防水利整備計画」に基づき、消防隊等の活動に必要な水利の確保を図っています。</p> <p>今後とも、防災上の観点も念頭におきながら、歴史まちづくりに取り組んでまいります。</p>
市民が文化財防災に関わる仕組みが必要である。	1	<p>文化財の関係者と地域住民が相互に協力して文化財を守るという理念に基づき「文化財市民レスキュー体制」を整備しています。この制度は、日常における防火対策、災害発生時における初期活動に関して、文化財所有者と地域住民が協力する体制を構築するものです。構築された体制に対しては、活動に必要な器材を配備し、訓練を実施するなど自立的活動の促進を図っています。</p>

キ 事業全般

住民合意をはかりつつ、「ここが京都の歴史的な都心ゾーン（歴史的市街地地区）だ！」という地区を計画してはどうか。	1	<p>都心部のいくつかの地域において、市民と行政のパートナーシップにより、地域の住民による景観まちづくりの取組が推進されています。今後、この景観まちづくりの輪を広げ、市民や事業者、行政が協働し、京都らしい歴史的市街地の再生に取り組んでまいりたいと考えています。</p>
「木の文化を大切にすまち・京都」とあるが、山林を美しく保ち景観を保全するためには林業が成り立つシステムが必要。	1	<p>京都は、緑豊かな三方の山々を都市の骨格とし、寺社などの歴史的建造物や京町家など、1200年余にわたって木の文化を大切にすまちとして発展してきました。このため、昭和5年の風致地区の指定をはじめ、昭和42年には、いわゆる「古都保存法」による歴史的風土特別保存地区を市街地周辺の山々に指定するなど、三方の山並みの保全に努めてきました。</p> <p>また、農林業に関する基本方針である「京都市農林行政基本方針」と森林・林業の保全振興計画である「京都市森林整備計画」に基づき、生物多様性など生態系に配慮した森林の保全整備・木材利用促進・林業担い手育成など様々な観点から取組を進めています。</p> <p>また、平成21年度からは、三山の森林林相の</p>
三山の植生については、景観上重要な場所と、野生動物が棲む場所とにゾーニングして考えてほしい。	1	
歴史を踏まえて森林の保全・再生してほしい反面、現在生えている植生を変えると生き物への影響が心配です。	1	
植生の変化は京都の生活、風景を変えてしまう。積極的な対策が必要。	1	
「木の文化を大切にすまち・京都」の推進のため、京都市産材を公共施設等で積極的に使用してほしい。	1	

		<p>あるべき方向性を示す「三山森林景観保全・再生ガイドライン」の作成に取り組んでおり、市民が三山の森林において、積極的な森林景観保全・再生活動に取り組む際の指針として、また、ガイドラインに基づき、樹種の変更や伐採、植樹等の森林の現状行為の規制と誘導に係る指針として活用を図り歴史都市・京都にふさわしい森林景観を目指します。</p> <p>市内産木材の活用につきましては、「環境モデル都市行動計画」に基づき、市内産木材の利用を促進する「京の山杣人（そまびと）工房」、「みやこ杣木（そまぎ）」事業の推進、間伐材のガードレール等への活用、そして公共施設の木造化の率先的推進を目指すとともに、民間建築物における市内産木材の利用促進の誘導を掲げており、今後、これらの積極的な促進に努めてまいります。</p>
歴史的まちづくりの取組についての支援を職住共存地区に限定しない表記にすべき。	1	<p>歴史まちづくりは、職住共存地区に限定したものではありません。今回の計画では、重点区域を概ね明治期から市街地であった歴史的市街地を中心に設定していますが、今後、計画を見直しながら、更に重点区域の拡大や内容の充実を図ってまいります。</p>
重点地区の中で、どのような施策がどのような手順で実施されるのかわからない事業区域、事業計画、事業期間を明確にする必要がある。 また、重点区域の設定、事業期間満了後の評価も重要。	1	<p>歴史まちづくりを推進する様々な施策について、具体的な事業の内容を本計画中に明示してまいります。</p> <p>また、今後、計画を見直しながら、重点区域の拡大や計画内容の充実を図ってまいります。</p>
近世、洛中、洛外の出入ゲートであった七口廻りの史跡類を明示してほしい。	1	<p>本計画に基づく取組を着実に進める中で、町並み景観の保全とあわせて、地域の歴史や伝統を伝えるための明示板などの設置も推進していきたいと考えております。</p>

(4) その他(10件)

京都駅前から本願寺までの間の土地を100年計画で買い取っていき、大きな公園にしてはどうか。	1	<p>京都駅を降り立つとその向こう側に本願寺の大屋根が目に入るという、大変夢のある京都らしいご提案ですが、現下の厳しい財政状況の中では困難であります。</p>
セットバック緩和を受けて新築された都心部のマンションが道路際に一定の高さの塀を設けようとしても、建築基準法上、緩和を受けられず、町並みを整えることができない問題についても考えるべき。	1	<p>敷地単体での建築物の規制と町並みを整えることは相反するケースもあります。このような問題を解決する手法として、都市計画法による地区計画を活用することが考えられますが、そのためには、地域住民の方々の主体的なまちづくりの取組が重要であり、行政も積極的に支援してまいります。</p>

<p>聴覚的要素も歴史的風致に入れるべき。 「音も風致のうち」、「音も景観のうち」という考え方そのものを価値として打ち出してほしい。</p>	<p>1</p>	<p>景観は、視覚的な眺めだけではなく、光、風、音、香りなど五感で感じられるもの全てが調和し、背景に潜む永い歴史と文化が積み重ねられた上に成り立っています。本計画の歴史的風致においてもこのような考え方を理念的に位置づけています。</p>
<p>町家を普通の市民が購入することは非現実的であり、マンションにも安心して住み続けられるか分からず、京都の市街地における住まいの創造が必要である。「京の市街地に住もう」ことについての明確なビジョンを具体的に示してほしい。</p>	<p>1</p>	<p>都心に残る京町家の中では、自然と共生しながら京都らしい暮らしや生業、更には伝統文化や生活文化が営まれ、良好なコミュニティが引き継がれてきました。 今後、既存住宅ストックの良質化を図り、コミュニティを活かしながら、京都らしいすまいやすまい方を引き継いでいくことが環境に配慮する上でも重要であると考えており、京町家だけでなく、マンションについても大切な住宅ストックとして、適切に手入れしながら、（購入に限らず）将来に住み継いでいくことを目指します。</p>
<p>京都の暮らしの良さは、職住の接近したところにある。近代的な都市計画による用途地域の考え方は京都に合わないので、今後の課題としては、独自の仕組みなども考えて欲しい。</p>	<p>1</p>	<p>本市では、都心部の職住共存地区や西陣地区などにおいて、職と住が共存し、京都らしい暮らしや営みが行われている「まち」の良さを守っていくため、高さ規制の引き下げ、美観地区や特別用途地区の指定など、地区の特性に応じたきめ細かな都市計画を定めてきました。 今後、更に、それぞれの地域において、地域の価値を共有し、地域の特性に応じたきめ細かなまちづくりを進めていくことが必要であり、地域協働型の地区計画制度の活用などの取組を広げていくことが大事であると考えています。</p>
<p>一条山の復原やそれに伴う宅地開発を全面禁止し、即撤去すべきである。（円通寺も同様）</p>	<p>1</p>	<p>一条山における宅地開発行為は、既に完了しています。現在は、それぞれの宅地において主に一戸建ての住宅の建築が進められており、「京都市風致地区条例」によって、趣のある建築物等が重要な要素となった、緑豊かな町並み形成の誘導を図っています。</p>
<p>御土居の完全復原も検討すべきである。</p>	<p>1</p>	<p>御土居のあった場所はそのほとんどが開発により消滅しており、完全復原は難しい現状ですが、国の史跡に指定されているところもあり、中には整備されて見学ができるようになっているところもあります。</p>
<p>伝統的建造物群保存地区及び歴史的景観保全修景地区から外れている歴史ある地域を新たに指定すべき。（候補地：島原、岩倉、松ヶ崎、鷹ヶ峰、中書島、七条新地等）</p>	<p>1</p>	<p>これまでから、国や京都市独自の制度を駆使して、歴史的な町並みの保全・再生に努めてまいりました。 今後、それぞれの地域における歴史まちづくりの機運の高揚や現在実施している京町家まちづくり調査の結果を踏まえ、新たな面的整備地区の指定の可能性を検討してまいります。</p>

<p>今の景観規制では美しい街が創造されるとは思えない。また、行政サイドのスタッフの能力向上が必要である。</p>	<p>1</p>	<p>一昨年から実施した新景観政策では、様々な規制の強化を行いました。しかし、優れた景観を形成するためには、規制だけでは限界があります。地域の価値を共有し、地域の住民が主体になって景観まちづくりに取り組むことが大切であると考えております。</p> <p>また、規制を的確に運用したり、景観まちづくりを支援するため、行政サイドのスタッフも一層の能力の向上に努めてまいります。</p>
<p>観光に特化しない他の歴史都市の研究が必要である。</p>	<p>1</p>	<p>三方の美しい山々をはじめ、1200年を超える悠久の歴史に積み重ねられてきた京都の文化や歴史遺産は古くから全国の人々を魅了し、この京都の有する「光」を「観る」ために、数多くの人々が京都に訪れました。これが観光の原点であると認識しています。</p> <p>この京都の観光をはじめ、茶の湯やいけばなといった伝統文化を背景に京都の産業が発展し、今や観光は京都にとって大変重要な要素になっています。今後も、観光と歴史都市・京都の活性化の関係性について研究を進めてまいります。</p>